

出張規程

公益社団法人石川県作業療法士会

(目的)

第1条 この規程は、本会の役員及び職員の出張について定める。

(出張)

第2条 出張は、次のとおりとする。

(1) 日帰り出張

当日中に帰宅する場合の出張。

(2) 宿泊出張

宿泊しなければ出張の目的を達成されない場合で、会長の承認があった場合の出張。

(3) 国外出張

日帰り、宿泊を問わず、会長から国外へ出張を命ぜられた出張。

(出張命令)

第3条 出張は、すべて出張命令によって行う。

2 出張命令は、出張者が役員以上の場合には会長が発し、出張者が事務員である場合は事務局長が発する。

3 出張命令は、所定の手続により行う。

(出張費)

第4条 出張旅費は、以下の号の通りとする。

(1) 鉄道 普通運賃の実費

(2) 飛行機 エコノミークラスの実費

(3) 宿泊費 実費

2 交通機関は、最も合理的な手段、経路によるものとする。

3 出張旅費は、概算費用の前払いとし、出張終了後速やかに精算するものとする。

4 国外へ出張旅費は実費支給とし、会長の承認を得るものとする。

(出張中の就業期間)

第5条 出張中の勤務は、所定の労働時間を勤務したものとみなす。

(改 廃)

第6条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

出張規程

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。